

社会福祉士会としての 消費者教育の取組と課題

公益社団法人日本社会福祉士会 角山信司

公益社団法人日本社会福祉士会とは

＜設立の目的＞

社会福祉士が自己研鑽によってその専門的力量を高め、援助を必要とする人々に質の高い良い福祉サービスを提供し、併せて社会福祉専門職者としての社会的評価を確立することを目的として設立された

公益社団法人日本社会福祉士会とは

1987年5月	「社会福祉士及び介護福祉士法」公布
1989年3月	第1回社会福祉士国家試験実施（登録開始）
1993年1月	任意団体日本社会福祉士会の設立
1994年12月	全都道府県に支部を設置
1996年4月	社団法人日本社会福祉士会の設立
1998年7月	国際ソーシャルワーカー連盟に正式加盟
2007年12月	「社会福祉士及び介護福祉士法」改正
2012年4月	連合体組織に移行
2014年4月	公益社団法人に移行

公益社団法人日本社会福祉士会とは

<構成>

47都道府県にある、社会福祉士会と日本社会福祉士会とは
連合体組織として活動

会員は47都道府県社会福祉士会となる

※なお、個人会員数は、44,119名（2024年3月末）

公益社団法人日本社会福祉士会とは

＜活動内容＞

- ・全国大会・学会の開催
- ・調査・研究事業
- ・研修事業
- ・実践活動
- ・国際的な活動
- ・都道府県社会福祉士会活動
- ・広報
- ・その他事業

社会福祉士とは

昭和62年5月「社会福祉士及び介護福祉士法」制定

「専門的知識及び技術をもって、身体上もしくは精神上の障害があること、または環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連携及び調整その他の援助を行うことを業とする者」

日本社会福祉士会の取組

●後見活動

「認知症、知的障害、精神障害などにより物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度」

「後見委員会」を設置

- ①成年後見（利用促進含む）、未成年後見に関する政策動向への対応、関係団体との連携
- ②各都道府県社会福祉士会の成年後見、未成年後見事業の支援
- ③中核機関の体制に関する調査研究
- ④都道府県体制整備支援プロジェクトチーム

日本社会福祉士会の取組

成年後見人材育成研修を各都道府県社会福祉士会にて開講

名簿登録者数

8,799名 2023年4月時点（現在活動中 6,340名）

受任件数

32,313件 2023年2月時点

※成年後見制度開始の2000年4月からの累計50,547件

日本社会福祉士会の取組

●地域生活支援

「地域包括ケア推進委員会」を設置

地域共生社会の実現に向け、特に高齢者や障がい者を対象とした分野において実践する社会福祉士の支援等を行う

- ①ソーシャルワーク実践の見える化に向けた体制整備の検討
- ②市町村における包括的な相談支援の在り方の検討（地域包括支援センター・機関相談支援センター等の連携、重層的相談支援体制の構築）
- ③障がいをもった方に対する権利擁護等に関する検討 など

沖縄県社会福祉士会の取組

●後見活動

「成年後見・権利擁護委員会」を設置

- ①個人会員への支援（毎月の活動事例報告会、研修等）
- ②成年後見人材育成研修等の研修開催
- ③沖縄県成年後見制度等の普及促進事業（市町村の担当者支援）
- ④後見制度利用促進に関する自治体との協議
- ⑤弁護士会・司法書士会との専門職団体協議会

沖縄県社会福祉士会の取組

●地域生活支援

「高齢者支援委員会、障害者支援委員会」を設置

①個人会員への支援（毎月の定例会、勉強会）

②沖縄県委託事業

- ・ 沖縄県高齢者虐待対応力向上事業
- ・ 沖縄県障害者虐待防止対策支援事業

事例1 地域包括支援センターでの取組

＜消費生活センターとの連携事例＞

地域の自治会加入者等を中心に健康相談・虐待・権利擁護等の講話を定期的に実施

その講話の項目として消費者被害への注意喚起であったり、消費生活センターの方から、高齢者向けの講話を実施

講話だけにとどまらず、実際に消費者被害に遭ったら、消費生活センターに相談するように、連携をとっている

事例2 介護支援専門員としての取組

＜高齢者宅訪問の事例＞

定期の担当者宅（高齢者宅）訪問の際に、日々の生活状況と困り事などの確認の他に、消費者庁・国民生活センター・県等から発出されている詐欺手口などの消費者被害について、リーフレット等を配布し、注意喚起を促している。

事例3 弁護士会との連携の取組

＜弁護士会との連携事例＞

弁護士会主催の一般市民向けセミナーの「高齢者・障がい者の消費者被害とその予防・救済におけるネットワークのあり方」にパネルディスカッションのパネリストとして参加し、連携を深めた。

事例4 障害福祉サービスでの対応

＜スマホゲーム等の課金問題の事例＞

軽度の知的障がい者施設のサービス管理責任者として勤務。利用者が、課金があるスマホゲームをされていた。支払いを、携帯のキャリア決済に紐づけられており、本人はよく理解しないまま高額の利用料が請求されていたため、支援者は本人と一緒にショップに行き決済方法を変更した。変更以降の請求が高額とならないように対応した。

事例5 障害福祉サービスでの対応

＜悪質商法的な手法で、高額ローンを組まされた事例＞

軽度の知的障がい者施設のサービス管理責任者として勤務。

施設利用者で、価値があるかどうか不明の貴金属に対して、高額ローンを組まされていた。利用者の支援者として介入し、軽度の知的障がいのある旨を業者に伝え、十分に確認せずに契約している場合はしかるべき機関に相談すると伝えたところ、以降の請求が無くなった。

事例6 精神科クリニックでの対応

＜法テラスへつなぎ、借金の督促が止まった事例＞

精神科クリニックでソーシャルワーカーとして勤務。20代通院中の方、クリニックに親に付き添われ受診。何度目かの受診時、親の付添が無くなったため、診察前の問診時に本人へ確認したところ、知らない間に親が自分（娘）名義で借金して、居なくなってしまった。督促が来ているけど、どうしたら良いか分からないと発言あった。父親や兄弟達もどのような対応が良いか分からない様子で、本人は支払いに応じようと考えていたとのこと。

ソーシャルワーカーから本人に支払いは不要であることを説明し、法テラスへ相談するように促したところ、本人は法テラスへ相談へ行き、以降請求はされなくなった。

まとめ・課題

- 消費者被害を防ぐためには、関係機関との連携が不可欠である。
- 社会福祉士個々の取り組みは、消費生活センターと連携が取れているように思われるが、被害の未然防止対応のための会として組織的な連携は十分とは言えないように思われる。よって、勉強会・研修会等を通じて連携強化を図りたい。
- 当会とし、会員に対して消費者庁・国民生活センター・消費者生活センター等で作成された各事例・教材等の周知を改めて強化し、利用者への啓発を一層高めてゆきたい。